



第78号

2015年8月27日

◆ 発行 ◆

名古屋労災職業病研究会

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4階

TEL&FAX : 052-837-7420

e-mail : roushokuken@be.to

<http://nagoya-rosai.com/>



中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会、建設労働組合、各地の安全センター等により新宿駅前アスベスト根絶を訴える大情宣活動が行われました。(5月30日)

78号目次

- | | |
|--|---------|
| ☆ 第12回総会を開催しました | P2~P3 |
| ★ 第15回外国人労災ホットライン | P3~P4 |
| ☆ アスベスト飛散事故を起こした建設会社との意見交換会の開催 | P4~P5 |
| ★ 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会が厚労省・環境省交渉と新宿西口駅前行動をおこないました | P5~P7 |
| ☆ 労住医連総会を終えて | P7~P8 |
| ★ 「クボタショック」から10年・尼崎集会開催 | P8~P10 |
| ☆ 鈴鹿さくら病院裁判闘争の勝利を祝い、成果を全国に広める集い | P11 |
| ★ フィリピン人労働者が職場ストとデモ行進を敢行 | P12~P14 |
| ☆ 長野市でアスベスト相談会を行いました | P14~P15 |
| ★ 事務局からのお知らせ | P15~P16 |

☆第12回総会を開催しました

5月31日（日）の午後、金山の日本特殊陶業市民会館で第12回総会を開催しました。

総会に先立ち、今年2月1日に逝去された伊藤光保前代表を偲ぶ会が行われました。最初に日本医師会提供でBS-TBSで放送されている番組「赤ひげのいるまち」で、伊藤前代表の活動が紹介された回の録画を見ました。「赤ひげのいるまち」は、現代の赤ひげとして各地で活躍している医師たちを紹介する番組です。その後、NPO ささしま共生会の巡回相談員の東岡牧さんと環境創造研究所の山田和孝さんにそれぞれお話しをしていただきました。東岡さんは「世間からいなくなれば良いと思われているホームレスの人々に無料診療を行い、彼らに添う人生だった」と伊藤前代表の人生を振り返り、山田さんは「自分の親の介護をきっかけにして伊藤先生と出会い、ともに医療と保健と福祉の市民ネットワークで活動した同志だった」と思い出を語られました。

偲ぶ会終了後、中部大学・生命健康学部・保健看護学科教授で労職研会員の城憲秀さんに「仕事に関連する疲労一対策を模索しながら」と題して記念講演を行っていただきました。私にとっては職場改善のヒントが複数領域に渡って示されているアクションチェックリストを使い、労使双方が参加し職場改善をしていくことが「疲労」対策や「過労」予防にとって有益であるというお話が印象に残りました。「過労」を予防するには、個人対策だけでなく、職場全体での改善を考える一次予防が重要で、「過労」を防ぐには毎日の改善活動の積み上げが必要で、こういった地道な活動を職場で行うことによって健康全体を考える職場が出来るということでした。

続いて総会が行われましたが、開会にあたり、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の宇田川かほるさん、オールナショナルユニオンの堰代晃さん、ユニオンみえの広岡法浄さん、名古屋ふれあいユニオンの浅野文秀さんから開会挨拶をいただきました。その後、12回総会が行われました。森亮太代表から、「今後も労災被災者に添う活動を続けていきたい」との挨拶の後、2014年度活動報告、2014年度会計報告及び会見監査報告、2015年度活動方針、2015年度予算、2015年度人事等の議案が提出され、すべての議案が承認されました。

（成田 博厚）



講演する城憲秀さん

運営委員会・事務局体制、顧問

運営委員

- 浅野 文秀（名古屋ふれあいユニオン）
- 市川 智（国労）
- 井上 敏（NPO 地図で防災・まちづくりサポート 副理事長）
- 江川 正典（ユニオンみえ）
- 榊原 悟志（榊原社労士事務所）
- 東岡 牧（NPO ささしま共生会 巡回相談員）
- 宮地 和子
- 山田 和孝（環境創造研究所）

会計

牧 美紀代

会計監査

谷田部 仁夫（西尾国際クラブ）

顧問

名嶋 聰郎（名嶋法律事務所 弁護士）

高木 ひろし（愛知県議会議員）

小林 章雄（愛知医科大学 衛生学教授）

事務局

森 亮太（杉浦医院）

成田 博厚（名古屋労働安全医療センター）

牧 美紀代

★第15回外国人労災ホットライン



5月17日（日）に今回で15回目になる外国人労災ホットラインを、弁護士の名嶋先生や宮崎先生たち法律関係者が定期的に例会を持ち外国人の様々なことについて議論している場であるHeart（Human, Earth and Rights）と共催で行いました。このホットラインは外国人からの労働災害、職業病に関する相談に無料で対応する電話相談で、英語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、中国語の通訳者と共に、弁護士の名嶋先生、大坂先生、医師の森代表、社労士の榊原悟志さん、名古屋労災職業病研究会スタッフが相談に対応しました。ホットラインに先立ち、この取り組みを少しでも多くの外国人に知ってもらうため、チラシを外国人支援団体、労働組合、国際交流協会、キリスト教会、ブラジル領事館、ペルー領事館等に配布しました。



今回の取り組み全体では、コロンビア人1名、ペルー人1名、フィリピン人3名、ナイジェリア人1名、アルゼンチン人1名、ブラジル人3名、トルコ人1名、計11名の方から相談を受けることができました。相談内容はフォークリフトとの接触1件、転倒2件、落下物にあたる事故による疼痛障害1件、職場の人間関係による適応障害1件、腰痛2件、骨折2件、職場の人間関係1件、在留資格関係1件と多岐に渡りました。この内、ナイジェリア1名、ブラジル1名、アルゼンチン1名、トルコ1名とは面談も行い、トルコ1名は労働基準監督署へ付き添い、監督署員への説明や労災申請を手伝いました。

今回、中国語の通訳者も待機していましたが、中国語での相談はありませんでした。今後、

チラシの配布方法を工夫しなければならないと考えています。

(成田 博厚)

☆アスベスト飛散事故を起こした建設会社との意見交換会の開催



4月15日に名古屋市中区丸の内「旭精工名古屋支社」建て替え工事に伴い行われていた解体工事中に、アスベスト飛散事故が発生しました。名古屋市は大気汚染防止法に基づき、工事の中止を施行業者の日東工営(株)(本社：東京都新宿区)に命じ、アスベスト除去のため、工事は約1か月半ストップしました。7月22日にアスベスト飛散事故を起こした日東工営の担当者から名古屋労災職業病研究会事務所でお話を聞く機会を持ちましたので報告いたします。



＜説明会の開催まで＞

飛散事故からしばらくたった6月22日、名古屋労災職業病研究会、愛知県保険医協会、愛知健康センターの連名で旭精工(株)の大阪本社に対してアスベスト飛散事故についての説明会の開催を求める要請書を送ったところ、「施主にかわりご説明いたします」と、日東工営名古屋支店支店長の田村明氏から電話をいただき説明会が実現しました。田村氏は同社の取締役・執行役員でもあります。説明会には要請書を提出した団体からの5名のほか、愛知県議会議員の高木ひろしさん、アスベストセンターの永倉冬史さんにも同席していただきました。

＜アスベスト飛散事故の原因＞

田村氏によると、旭精工名古屋支社解体工事中のアスベスト飛散事故は、解体作業中に事前調査で把握していなかった吹付けアスベストが、製品をストックする事務所倉庫の天井部分鉄骨の梁、デッキプレート部に200㎡見当たり、飛散防止措置を取らなかった為、4月15日に空気1リットル当たり150本のアスベストの飛散が建物の東側で確認されたというものでした。吹付けアスベストはアモサイトで、15日以外は名古屋市保健所、日東工営とともに計測を行っていましたが、大きなアスベスト飛散は確認されていないということでした。

このアスベスト飛散事故原因について田村氏は、解体前にアスベストの有無を調べる事前調査の際、通りに面した建物の事務所部分ではアスベストが発見されず、事務所の裏側に続いている、アスベストが発見された製品のストック倉庫部分は、製品が一杯積み上げてあり調査ができなかったため、事務所部分もないので続いている倉庫部分もないだろうと見切りで解体工事を行ったのがまずかったと述べていました。「事前の調査不足」が事故原因ということですが、田村氏のお話をさらに聞いていると、倉庫部分は事務所部分の後に建て増された場所ということで、調査を行った解体業者はともかく、日東工営の経験不足が露呈していました。日東工営はもともとプレハブメーカーで、工事の9割が工場、倉庫の施行ということで、解体工事やアスベスト除去工事などは通常は行っておらず、今回の解体工事も下請

けにまわしたということでした。日東工営にとってアスベスト除去工事は東京で行った案件も含め、今回で2回目ということで、アスベスト飛散発覚後のアスベスト除去工事は下請け業者が行いました。アスベストセンターの永倉さんから、解体、新築工事を分離発注せず両方を込みで行うような工事の場合、解体工事の予算が十分に取れないことが多く、アスベスト飛散事故につながっていると指摘されると田村氏は、「今後、解体工事は当社では受けず、別会社に発注してもらおう。今回で、懲りました」と述べていました。工事を早期に終わらせるため、全ての部材を現場以外で作成し、現場では組み立てるだけという工法を今回取っていましたが、アスベスト飛散事故により1か月半も工事が止まり、結局、工期が長期化しました。

《アスベスト建材解体についての上積み条例の必要性》

説明会の最後に、スレート板やケイカル板などのアスベスト含有建材の解体工事における問題を話し合いました。旭精工名古屋支社解体工事での事故は、吹付けアスベストの飛散事故で、工事は飛散発覚後に中止され措置が取られましたが、スレート板やケイカル板など、レベル3のアスベスト含有建材を解体する際に、法律で定められているよう手ばらしで一枚一枚扱わず、破碎をしまいアスベストが飛散する事故が日常的に起きているからです。参加者からは、こういったレベル3のアスベスト製品の取り扱いや工事の届け出に関して、国の大気汚染防止法、石綿障害予防規則以外に、愛知県でもレベル3の建材の解体も届け出を義務付けるなど、独自の条例作成による規制強化の必要性がますます重要になってくるなどの意見が出ていました。説明会は1時間程で終了しました。

(成田 博厚)

★中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会が

厚生労働省・環境省交渉と新宿西口駅前行動をおこないました



5月29日(金)の午後に中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会(以下、患者と家族の会)と厚生労働省、環境省との交渉が参議院議員会館大会議室で行われました。全国から50名以上の参加がありました。

今回の交渉は衆議院議員の田島一成議員に設定していただいたのですが、交渉の冒頭で「健康管理制度、救済法の隙間などについて真っ向から疑問を投げかけていただいて、被害に遭われた皆さんにとっても、国にとってもしっかりと救済にあたれるような中身にしていきたい」とご挨拶をいただきました。

この日、厚生労働省、環境省との意見交換の為の事項は

①アスベスト対策基本法の制定、②アスベスト健康被害に係る政策決定過程における当事者参加、③石綿救済法認定基準の運用と見直し、④労災認定基準の運用と見直し、⑤治療研究の促進と関係機関との運用強化、⑥健康管理体制でし



患者と家族の会による交渉

た。

①アスベスト対策基本法の制定については厚労省、環境省共に現在の枠組みでの対応を続けるとのことで制定の予定はないということでした。

②アスベスト健康被害に係る政策決定過程における当事者参加については、環境省が石綿健康被害救済小委員会に全国労働安全衛生センター連絡会議の古谷さんが入ったことに触れながら、来年の見直しの期間にも、何らかの形で専門家と当事者が意見交換できるようにしたいということでした。この時、2014年度より企業の負担する石綿健康被害救済基金の一般拠出金と特別拠出金の拠出率が引き下げられた件についても患者と家族の会から質問されました。患者と家族の会は、石綿救済法の給付内容の改善を訴え続けていますが、環境省は将来的に十分に財源が確保されていると推計し、給付内容の改善をしない前提で拠出金の拠出率の引き下げを行いました。環境省は、「石綿救済法は民事上の賠償責任から離れて社会全体の費用負担によって広く救済する見舞金的な制度となっており、給付内容については、補償ではなく、医療費や入院費に係る諸雑費、介護や付き添いに係る費用、葬祭料などを含む見舞金的なものになっている。被爆者援護法等、類似する制度の公平性からして現行の救済給付を上回る変更を理論的に裏付け説明をすることは容易ではない」とし制度の拡充をしない方針であることを明らかにしました。拠出率の引き下げに関しては当事者を抜きにし、石綿を過去に大量に扱っていた企業と環境省の非公式な話合いが持たれましたが、「どっちを向いて仕事をしているのだ」とそのことに関する批判の声も参加者から上がりました。

③石綿救済法認定基準の運用と見直しについては、労災保険制度にはあり石綿救済法には無い遺族年金や通院の為に交通費、就学援護金等の給付や、石綿肺がんの認定において全くばく露要件が考慮されていないことの見直しなどについて求める患者と家族の会と、今の救済法を維持したい環境省との応酬がありました。遺族年金や通院の為に交通費、就学援護金等の給付について環境省は、前述したように、見舞金的な制度なので難しいと回答しました。また、石綿救済法における肺がんの認定基準においてばく露要件が全く考慮されていないことについても「検討すべき課題である」と言うに留まりました。

④労災認定基準の運用と見直しについては、(1) 労災給付基礎日額が5000円前後など低額になる場合の問題、潜伏期間を経て発症する石綿関連疾患の場合、患者さんの石綿ばく露時と発症時の生活実態が家族が増えるなどして異なったりするなどの複雑な問題があり、「最終石綿ばく露事業所」という考え方で給付基礎日額を決定するのが不適切で、整合性を含め補償の実効が上がるよう、実態を把握し見直しを図る必要があることについてと、(2) じん肺管理区分低位認定の問題、二チアス王寺工場の元労働者で、石綿肺とびまん性胸膜肥厚のある男性が平成17年にじん肺管理区管理2とされたものの、10年経ち会社の勧めで再申請したところ管理1に低位認定された問題、(3) 各地の石綿肺がん労災不支給決定取り消し訴訟において、旧認定基準運用時代から、裁判所に肺がんの認定基準の運用が間違っていることが指摘されていながら、肺がんの現在の認定基準、石綿小体5000本の基準が過度に重視されたり、ばく露期間の評価が十分になされずに認定されないケースが発生していることなどについて意見交換が行われました。

(1) 労災給付基礎日額が低額になる問題について厚労省は「生活実態などを考慮した給付基礎日額を算定するということについては、災害発生時の稼得能力を評価し、これに基づいた補償を実施する労災保険の趣旨からすると難しい」ということでしたが、北陸から参加した遺族は、「家族5人、5000円以下の給付基礎日額ではやっていけない」と訴えました。この遺族の夫は40代の時に、大学生の頃のアルバイトが原因で中皮腫を発症し亡くなりました。

(2) じん肺管理区分低位認定の問題について厚労省は、「提出されたX線写真などの内容

により、低位変更はありうる」ということでしたが、厚労省の答弁のあと、患者と家族の会の古川会長が奈良の患者さんご本人、Iさんと電話をつなぎ、Iさん自身がほとんど歩けず、咳が止まらず、胸が締め付けられるように痛い現在の病状を訴えました。

(3)の現在の肺がんの認定基準が、各地の労災不支給決定取り消しの行政訴訟において、認定基準の運用に誤りがあると判断されていることについて厚労省は、「認定基準に基づいて迅速かつ適正な運用に努めたい」、「訴訟については一切コメントできない」と回答し参加者達を怒らせました。自身も石綿肺がん労災不支給決定取消訴訟を闘った患者と家族の会小林副会長は厚労省の回答に対し、「石綿小体5000本というのは大量のアスベストを吸っていて、青石綿とか茶石綿とかを吸っていないと肺内から出てこない。それは医学的にも、裁判の中でも交わされている議論で、司法は私達の主張を正しいと認めている。認定基準を緩和すべき」と厚労省に話し、神奈川労災職業病センターの川本さんは「(裁判に)負けた側の、自分達の側の学者の意見ばかり聞いて何が変わるんですか」と厚労省に迫りました。

この後は⑤治療研究の促進と関係機関との連携強化、⑥健康管理体制について話しあわれ、医薬基盤研究所の仲哲治氏が新たな中皮腫の治療薬の研究を国の補助金を得て行っていることが分かったりしました。また、今年度から石綿健康リスク調査の知見を踏まえて行われている石綿ばく露者の健康管理に係る調査の件についても、石綿ばく露を診断するにあたっての胸部CTの重要性、環境被害の方達についての健康管理手帳の制度の確立などを環境省に申し入れました。

患者と家族の会の参加者は厚労省・環境省行動の翌日、5月30日(土)に新宿駅前西口でアスベスト被害の根絶を訴える大情宣行動を行い(表紙写真)、道行く人たちにアスベスト被害を訴えるチラシのに入ったティッシュなどを配布しました。東海支部からも鈴木美智子さん、高尾富美子さんの参加がありました。

30日午後に新大久保のけんせつプラザで行われた、クボタ・ショックから10年のアスベスト問題を考える集会において、泉南地域の石綿被害と市民の会会長の柚岡一禎さんが、患者と家族の会泉南支部を設立する事などについてお話されました。(成田 博厚)



泉南の柚岡一禎さん

☆労住医連総会を終えて

労住医連(労働者住民医療機関連絡会議)に関わるようになったのは、初めて杉浦医院に来た平成22年の夏であった。杉浦裕先生がお元気な頃、私が杉浦医院で働くようになってすぐ、2010年6月26~27日の週末は空けておくようにと言われた。普段あまり休むことのない医院を休診にまでして行く、一大行事である印象であった。それからまだ5年しか経っていない今年の初めに、「名古屋の杉浦医院で今年はお願ひします」と言われたときには、正直できるかどうか心配であった。しかし元々頼まれたら断らない性格であるので、当然引き受けることとなった。杉浦医院のスタッフと私だけでは到底準備しきれなかったが、杉浦先生が作り上げた当団体、名古屋労災職業病研究会の存在は大きかった。杉浦先生が代表を務める頃から、移住連(移住者と連帯する全国ネットワーク)の全国大会の運営を任されてやり遂げた団体であったので、安心して任せることができた。

基調講演が始まる前に、時間がとれる有志が集まって杉浦先生のお墓にお参りに行くことができました。かつての同志と久しぶりの再会の時を持てたのも、名古屋で開催できて良いところであった。

テーマは「今私たちができること、これから私たちがすべきこと」とした。かつて、病院で「NST」という入院患者さんの栄養をサポートするチームの立ち上げに用いられた方法である。それぞれの職種の方が、それぞれの特性を持ち寄って連携する方法である。この労住医連に集まるメンバーも、様々な職種の方々が集まり、自分たちができることを持ち寄って、みんなが協同して、すべきことを見つけて社会を支えていければ良いなという思いで決めたものである。

平成 27 年 7 月 11 日中京大学名古屋キャンパスで、基調講演は一宮でホームレス・生活困窮者支援を行う三輪憲功さんを招いて「生きづらさの根源にあるもの ～社会的包摂と人の役割のわみの実践から」について学ぶことができた。当事者に対しては、まずシェルターであれ、一時保護所であれ住居を提供することから始まる。そして、勉強会を企画し参加することで、当事者同士が学ぶ機会を得たり、生きる力をつけることができる。さらに、その人が持っている特技や能力、過去の経験や長所を最大限引き出す場として、就労の場を作り、実際に生活できるように支援することであった。名古屋で私がやっていること、これからやっていけることなど、新たな思いを抱くことができた。

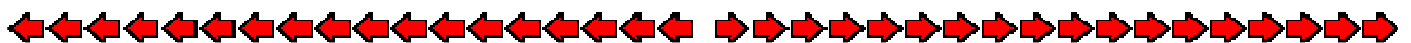


講演する三輪憲功さん

翌日は、愛知県青年会館で総会が行われ、労住医連の昨年度の活動の総括と今後の方針が決められた。また、現在の日本社会に訴えるべく①戦争法案に反対し即時撤回を要求する ②医療保険制度改革関連法案に反対する ③労働時間規制緩和に反対する ④原発再稼働に反対し脱原発を求める 4つの決議がなされた。暑い名古屋に沢山のの方々に来ていただき、無事総会を終えることができ、関係者の皆様に大変感謝しております。

(森 亮太)

★「クボタショック」から 10 年・尼崎集会開催



6 月 27 日・28 日、「アスベスト被害の救済と根絶をめざす」集会とシンポジウムが尼崎市中小企業センターで行われた。2005 年 6 月 29 日の「クボタショック」から 10 年の節目となった今年、イタリア、ベルギー、韓国からの被害者・支援者も含め 300 人近い参加者が会場を埋めた。

開始前の会場のスクリーンには、当時のアスベスト被害のニュースが映され、今は亡き前田恵子さん、土井雅子さん、早川義一さんらクボタの周辺住民被害者の悲痛な訴えと記録映

像に石綿被害の 10 年を振り返った。

集会は亡くなられた被害者に黙禱を捧げて始まった。古川和子・患者と家族会の会会長が「10 人で始まった患者と家族の会は 10 年で 600 人以上となり、支部も増えた。アスベスト問題は終わっていない。根絶のための活動はこれから」と訴え、平田忠男・副会長が「工場内労働者と環境被害者の不公平な補償の改善を続けて行政に働きかけたい」と話した。

アスベスト被害者は訴えるでは、闘病中の被害者 3 人の悲痛な訴えに胸が締めつけられた。



砂場明さん

砂場明さん（68 歳・中皮腫）は医師に余命一か月と診断されたという。5 歳の頃よりクボタ旧神崎工場から 1.7 ㎞の所に住んでいた。クボタの救済金は工場から 1.5 ㎞圏内の患者を対象としているため、救済金は認められなかった。砂場さんは痺れで歩けない体を車椅子に預け、残される妻や二人の子供を案じた。「無念です。悔しいです。風に乗ったアスベストが 1.5 ㎞でピタッと止まるなんて考えられない。たった 200m の違いで対象とならない人がいることを知ってほしい」と訴えた。

A さん（昭和 24 年生・女性）もクボタの近隣で生まれ育った。平成 25 年中皮腫と診断され、抗がん剤治療をしたが効果はなく、漢方薬でしのいでいる。「もっと早く石綿の危険性を知らせて欲しかった。健康と命を返して欲しい」と語った。

I さん（昭和 32 年生・男性）は生後間もないころから 11 年間、クボタの向かい側にあった郵政宿舎・角田寮に住んでいた。平成 25 年 11 月、胸膜中皮腫と診断された。約 50 年の潜伏期間を経ての発症。「潜伏期間が長く、進行が速い。手術も化学療法もしたが、肝臓に転移した。決して他人事ではない被害。元の体を返してほしい」と切々と訴えた。

イタリア、ベルギーの悲惨なアスベスト被害

イタリア北部のカザーレとベルギーのカペレにあったパイプ製造・エタニット工場の近くに住んでいた住民被害者遺族 4 人が、「アスベストの危険性は 1930 年には分かっていた。被害者の会会員の中には 5 人の家族をアスベストで亡くした人もいる。工場は 1986 年に閉鎖されたが、656 人が中皮腫を発症、うち 534 人が一般住民。今もアスベスト起因の死亡者が出ている。国はエタニットの罪を裁くべきで、被害者を孤立させてはならない」と被害状況や裁判の経過などを報告した。イタリアのカザーレは人口 3 万 6 千人に被害者が 3 千人も出ているという。

クボタショック 10 年目の決算

車谷典夫さん（奈良県立医科大学）は「クボタ従業員の石綿疾病者は 193 人、うち 172 人が死亡している。今年 3 月現在で 276 名に救済金が支払われ、うち 251 人が死亡している。工場敷地から東南方向 2.2 ㎞の範囲に環境ばく露者を確認している。解体工事などでの被害のピークはこれからだ」と話した。



イタリアの遺族（右端と左端）

私とクボタショック

名取雄司さん（中皮腫・じん肺・アスベストセンター所長）、大島英利さん（毎日新聞）、今井明さん（写真家）、井部正之さん（フリージャーナリスト）らが、「日本では1989年には石綿公害の兆候が出ていた。1990年代にはアスベスト禁止国となるはずだったが、その流れを隠した人たちが行政、業界にいた。何故もっと早く表面化しなかったのか、前田さん、土井さん、早川さんの勇気ある訴えでアスベスト被害は表面化した。ずさんな解体工事でさらに被害者は増える」と話した。

泉南・国の謝罪と「石綿の碑」建立、 日本エタニットパイプ裁判、学校アスベスト労災裁判

泉南国賠訴訟原告団代表の山田哲也さんが勝訴と「石綿の碑」建立の報告、エタニット裁判と学校アスベスト裁判の原告が弁護士と共に裁判への支援を訴えた。日本エタニットでは石綿被害で108人が死亡している。

集会2日目の学習会は午前9時45分より始まった。80人収容の部屋はあふれんばかりの参加者でいっぱいになった。

アジアのアスベスト被害

韓国の石綿支援団体代表・アン・ジョンジュさんはクボタが韓国の石綿追放運動に影響を及ぼした。『石綿・沈黙の殺人者』は韓国の優秀教養図書（2008年）に選定されている。2011年には救済法が出来たが、釜山の第一化学石綿紡績工場の労働者と工場近隣住民に1500人を超える被害者が出ている。1988年に「静かな時限爆弾」「危険早期警報」としてマスコミが取り上げたが、当時は誰も耳を傾けなかったと報告した。

その他、高橋謙さん（産業医科大学）、松田毅さん（神戸大学）、加藤正文さん（神戸新聞）、熊谷信二さん（産業医科大学）、外山尚紀さん（東京労働安全衛生センター）の話があった。

- ・ニチアス岐阜羽島工場でも中皮腫26人、肺がん35人、石綿肺6人の計67人の被害者を出している。
- ・石綿の禁止は50数か国だが、禁止されていない国に住む人は61億人もいる。WHOとの連携も視野に入れなければならない。
- ・身の周りに残されたアスベスト建材は非常に多く、波型スレート、床用ビニールタイル、屋根用化粧スレートなど解体工事前の事前調査と解体時の飛散防止の注意が必要。

2日目午後は中皮腫・アスベスト疾患患者と家族の会・第12回総会が行われた。この日、患者と家族の会に神奈川支部、泉南支部、山陰支部の3支部が新たに設立、承認され全国17支部での活動となった。

飯田浩さん（尼崎労働安全衛生センター）が、「クボタショックから10年、長すぎる10年だった。環境省は肺がんの調査を全くしていない。それが肺がんのアスベスト被害認定の少なさに繋がっている。環境省の姿勢を追求したい。これからも石綿公害を常に訴え続ける事が大切。口をつぐんだらそこでストップしてしまう。」と語った飯田さんの言葉が胸に深く残った。

国と企業は全ての石綿被害者・遺族に公平・公正な補償・救済をし、二度と同じ過ちを起さないよう、まず被害者や遺族が声を発し、石綿根絶の活動を続けなければならないと思う。

（中皮腫・アスベスト疾患患者と家族の会東海支部 宇田川 かほる）

☆鈴鹿さくら病院裁判闘争の勝利を祝い、成果を全国に広める集い



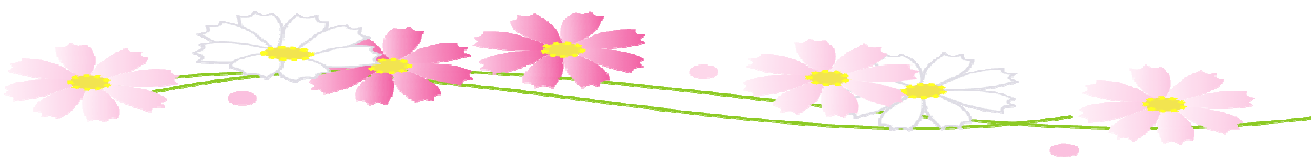
さる7月5日、「鈴鹿さくら病院裁判闘争の勝利を祝い、成果を全国に広める集い」を三重県教育文化会館で開催いたしました。どうにも長いタイトルの集会ですみません。集会には闘争を指導、支援してくださった弁護士や名古屋労職研の成田さんをはじめとする全国の仲間のみなさんにもご参加いただくことができ、第一部の中谷雄二弁護士による基調講演と第二部のパーティをみんなの笑顔で終わらせることができました。改めまして、皆様のご支援に感謝申し上げます。

そもそも今回の鈴鹿さくら病院の裁判闘争は、私どもユニオンみえの鈴鹿さくら病院分会が実施していた正当なストライキに対して、病院当局がストライキを禁止する仮処分申請を津地裁に行い、また津地裁も無審尋でこれを認める決定をだすという前代未聞の労働基本権侵害事件です。この事態に当該分会やユニオンみえ本部だけではなく、労働弁護士、全国の仲間のみなさんが驚き、危機感を持ち、ともに闘ってくださった争議です。名古屋高裁での組合側完全勝利判決に対して病院当局は愚かにも上告いたしましたが高裁で棄却され、高裁判決が判例として確定いたしました。

いま日本中で、スラップ訴訟と呼ばれる司法を悪用した組合活動、労働運動つぶしが行われています。労働組合が行う街宣活動やピラ撒きなどに対して、経営者側は名誉棄損であるとか業務妨害にあたるとか主張して裁判を起こし、また裁判所も経営者の主張を認めて組合の活動を止めさせる判決を下しています。今回の鈴鹿さくら病院での勝利判決は、全国で行われているスラップ訴訟とその判決に一石を投じるものとして、私どもの勝利にとどまらず、全国の闘う仲間の勝利の糧となるものと信じております。

さて、一難去ってまた一難。鈴鹿さくら病院の裁判闘争は一段落いたしました。今度は私どもが組織する、三重県多気町のシャープ三重工場で働くフィリピン人労働者に対して、大量の指名解雇が行われました。詳しいことは成田さんが別記事にしてくださいましたので、そちらをご参照いただければと思います。暑いさなか、松阪まで何度も足を運んでいただきました成田さんに御礼申し上げますとともに、私どもユニオンみえは解雇撤回に向けた闘いを進めてまいりますので、引き続き皆様のご支援をよろしくお願い申し上げます。

(ユニオンみえ副執行委員長 江川 正典)



★フィリピン人労働者が職場ストとデモ行進を敢行

ユニオンみえが2011年に結成したシャープ関係の工場働くフィリピン人労働者達の職場組織、シャープ・ピノイ・ユニティー（以下、SPUとする）の組合員39人に対する指名解雇通告が8月1日に行われました。ユニオンみえは指名解雇を受けた39人を雇用する人材派遣会社、(株)ジーエル（三重県松阪市）と解雇撤回を求める交渉を8月6日に行いましたが社長の出席がなく解決の見通しがたたなかったことから、SPUに加入する労働者70名は8月9日、働いているシャープ三重工場でのストライキと、8月1日までジーエル本社が置かれていて社長の自宅もある松阪市魚見町周辺でのデモ行進を敢行しました。このレポートは、フィリピン人労働者のデモ行進や8月11日に行われたフィリピン共和国大使館員とSPUの組合員との懇談を報告します。



旧本社周辺で行われたデモ



SPUの組合員は9日の11時頃に松阪市魚見町に集結しました。8月1日まで本社があった社長宅は、櫛田川沿いの堤防に沿った田んぼや畑に囲まれた、古い白壁の倉を持つ家や木造の山門のある寺院がある昔からの集落の中にありました。自動車を田んぼの真ん中を通る道路の路肩に停車させたため数十台もの車が一列に並びました。デモ警備の警察官は3人で、ジーエル

と関係会社の社員2人がビデオカメラでデモの様子を記録していました。

シャープ三重工場でのストは11時から15時まで実施され、この時間帯に勤務中の全ての組合員がストに参加しました。デモはこの日休みだった者だけでなく、ストライキ中の組合員も合流し、全国から駆けつけた支援の仲間およそ20人も加わり、行われました。デモ行進は最初、ユニオンみえのスピーカーを積んだ宣伝カーを先頭にして、解雇撤回の横断幕やプラカードを持った組合員達がそれに続いて行進していましたが、集落内の路地は人がやっとすれ違うことのできる程度の道幅のため、途中からはハンドマイクで解雇撤回と市民への支援を訴えながら路地から路地へ、SPUの組合員はデモ行進を続けました。ジーエルの本社があった中川社長宅の前では解雇撤回のシュプレヒコールがデモ隊から起きました。この日は晴天で、太陽が照り付け、気温は35度以上でしたが、汗をぬぐいながら、1時間ほど魚見町の集落の中をデモ行進しました。デモ後、組合員から、「多くのメンバーが参加してくれてよかった。ジーエルに大きなインパクトを与えることが出来たと思う」、「私達はもっと行動を続ける」などの声を聞くことができました。

SPUのメンバーはデモ後、宝塚古墳公園に集まりランチタイムを持ちました。また、参加者一同で伊勢志摩サミットに来る各国首脳へも今回の事件を訴えていくことが決議されま

した（P13）。ストに参加していた組合員は15時までに職場に戻っていきました。



フィリピン共和国大使館員（右端）との懇談

フィリピン共和国大使館への働きかけ

SPUは、ジーエルがユニオンみえと締結した労働協約を一方的に破棄通告し、6月に85人の希望退職を募った時から、フィリピン共和国大使館に今回のことを訴えてきました。8月11日、フィリピン共和国大使館・海外労働事務所・福祉担当官のカルメリタ T・ラキザ氏が松阪に出向き、ジーエルの専務とジーエルから労働者の派遣を受け、シャープ三重工場内で製造を請け負っているミエテックの人事部長から、SPUの組合員39名の解雇問題について調査を行い、夕方、松阪市内でSPUメンバーと懇談が行われました。ラキザ氏は中立的な立場としながら、「指名解雇を受けた組合員が職場を去らなければならない8月31日まで交渉を続け、どん

な小さなことでも成果が得られることを願っている。ユニオンみえは今後もあなた方を支援してくれる」などとSPUのメンバーに語りかけ、支援の姿勢を表明しました。懇談は2時間ほどに及び、ラキザ氏は日帰りの予定を変更し、この夜、松阪市内に宿泊しました。

シャープ経営危機のあおりを受けて

シャープの経営危機が表面化した今年3月以降、ジーエルは続けざまに希望退職者の募集を行いました。4月にユニオンみえとの労働協約を一方的に失効通告し、6月に85人の希望退職者を募集、さらに、7月にも第2次希望退職を70人募集しました。ユニオンみえによると、6月の希望退職者募集では2人の労働者が応募し、7月の希望退職者募集では14人の労働者が応募しましたが、応募者のほとんどがSPUの組合員で、非組合員の希望退職応募にはストップがかけられているとのこと。加えて、SPU組合員には個別に退職勧奨が行われてきた後、8月1日にSPU組合員39人を含む50人への指名解雇の通知が行われました。ユニオンみえはSPUに加入している労働者への不利益扱いなど、不当労働行為の救済申し立てを労働委員会に行うことなどについて検討を始めています。筆者の取材中、ユニオンみえの広岡法浄書記長が、「シャープは三重県に工場を建設したが、正社員の採用はほとんどなく、派遣社員だけが増えた」と語っていたことが強く印象に残りました。経営再建を指名解雇という暴力で成し遂げようとするシャープに対するフィリピン人労働者の闘いは始まったばかりです。

（成田 博厚）

フィリピン人労働者の犠牲（指名解雇）によらないシャープの再生を求める決議

シャープは亀山に液晶工場を建設し、吉永小百合をコマーシャルに起用して世界の亀山モデルと称して、大型液晶テレビを主力商品にすえ、堺にさらに大きな工場を建設して企業を発展させようとしたが、これが裏目に出て、現在の苦境に陥っています。

そもそも、亀山に工場を建設したものの、シャープはハナからまともな雇用によって液晶テレビを製造する気などなく、正社員の採用はほとんどなく、増えたのは日本全国からの派遣

社員のみならず、ブラジルやフィリピンをはじめ世界中から集められた派遣社員でした。しかもそれは業務請負に名を借りた四重派遣、五重派遣といった多重派遣でした。さらに外国人労働者には有給休暇も与えない、社会保険にも入れないことが前提でした。

このように、シャープの液晶テレビ戦略は違法労働を前提にテレビを製造する戦略であったのであり、このような戦略が成功する訳がありません。シャープは本気で再建を図りたいのであれば、まず、このことを反省すべきです。

今、三重県多気町にあるシャープ三重工場で働いている50人の労働者が指名解雇を通告され、苦しんでいます。全員がフィリピン人で、ほとんどが勤続5年以上の労働者で、松阪市に本社があるジーエルに雇用され、シャープ三重工場に派遣されて働いてきました。50人の内、36人は労働組合のメンバーであり、この指名解雇は組合つぶしを目的にした違法行為でもあります。

組合はジーエルに指名解雇の撤回を求めています。この問題は単にジーエルの問題ではありません。シャープが再生できるか否かの問題です。シャープをいかなる形で再建させるのか、指名解雇という経営者の暴力を使って再建するのであれば、失敗は目に見えています。そのようなシャープに再生の可能性も資格もありません。これまで、利用するだけ利用し、いらなくなったらゴミクズのように指名解雇するなど、もっての外です。シャープの再生は経営者の暴力・指名解雇を使わず、違法労働をなくすものでなければならず、社会的価値を高めることによって初めて可能になるものです。

私たちはジーエルが指名解雇を撤回しないのであれば、シャープに直接雇用も求めて闘います。私たちはすでにフィリピン政府にこの真実を訴えてきました。フィリピン政府は大きな関心を示しています。私たちはさらにこの真実を伊勢志摩サミットに来る各国首脳にも訴えていきます。

2015年8月9日

本日のデモ行進に参加した参加者一同

☆長野市でアスベスト相談会を行いました



今年の「若月賞」を中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会（以下、患者と家族の会）の古川和子会長が受賞したことを受け、長野市内でアスベスト健康被害についての相談会とホットラインを7月26日（日）に長野県労働会館で行いました。「若月賞」は農村保健振興基金が佐久総合病院院長だった若月俊一氏の業績を讃えて創設した賞で、草の根の立場から保健・医療・福祉の分野に貢献している人を対象に贈られています。

相談会・ホットラインは患者と家族の会と長野県アスベスト対策センター準備会が共同で行いました。長野県アスベスト対策センター準備会は今後、長野県でアスベスト問題に取り組む団体を作ることを目指しています。

26日の相談会には長野県労組会議や国労、私鉄労連の方々の他、労職研の成田、神奈川労災職業病センターの池田さん、アスベストセンターの永倉さんが参加しました。

私は2人の方の相談を受けました。1人目の相談者は奥様を中皮腫で亡くされた男性で、ご自身が石綿製品を作る工場で過去に働いていました。最近、とても息苦しいということでじん肺管理区分申請のお話をしました。2人目の相談者は石綿紡織工場で働いたことのある女性で、歩いているとしゃがみこんでしまうほど息苦しいことがあるという相談で、この女

性にもじん肺に関わる制度についてお話ししました。このお二人とは電話で今も連絡を取りあっています。

相談会・ホットラインに先立ち、報道各社に長野県庁で記者会見を7月14日（火）に行いました。労職研会員のKさんも同席して下さり、中皮腫の闘病生活についてご自身の経験を話してくださいました。Kさんは50代ですが、20代の時に自動車を作る機械を製作する会社で働き、石綿製品を取り扱ったことが原因で中皮腫を発症し、最近、労災認定されました。

相談会の翌日、27日（月）には、上田市に中皮腫の女性の患者さんを訪ね、ご本人、ご家族と色々とお話をしました。現在、石綿救済法の申請の準備をしていますが、労災の可能性もあるので調べています。

（成田 博厚）

★事務局からのお知らせ



★「ニチアス石綿被害損害賠償裁判判決」傍聴のお願い

日時：9月14日（月）14:00～

場所：岐阜地方裁判所 301号室 傍聴をよろしくお願い致します。

★「クレーンオペレーター蒲さんの労災裁判」傍聴のお願い

日時：9月18日（金）11:30～

場所：名古屋地方裁判所 201号室

クレーン操作が原因で、右足に発症した筋筋膜性疼痛症候群の労災不支給決定の取消しを国に求めている裁判です。傍聴をよろしくお願い致します。

★「宇田川さんの学校アスベスト裁判」傍聴のお願い

日時：9月29日（火）11:30～

場所：名古屋地方裁判所 201号室 傍聴をよろしくお願い致します。

★東海在日外国人支援ネットワークから「勉強会」のお知らせ

日時：9月19日（土）15:00～17:00

場所：全港湾（全日本港湾労働組合）名古屋支部会議室

名古屋市港区入船 1-8-26 ☎：052-652-1421

内容：「移住（外国人）女性—支援現場から見た女性たちの実情—」

語り手・・・石原 バージさん（FMC—フィリピン人移住者センター）

杉戸 ひろ子さん（愛知県内民間DV被害者支援団体）

参加費：300円

問い合わせ：東海在日外国人支援ネットワーク（名古屋労災職業病研究会内）

★原稿募集

労災のこと、労災以外のこと、短歌、俳句、川柳、エッセイなどなど、なんでも構いません。皆様の投稿、お待ちしております。長さは自由です。どうぞよろしくお願い致します。

労職研の活動



6月		7月	
7日	ささしまサポートセンター総会	5日	鈴鹿さくら病院裁判闘争の勝利を祝い成果を全国に広める集い&記念パーティー
11日	名古屋労職研事務局会議	8日	学校アスベスト裁判傍聴
15日	六番町駅アスベスト飛散にかかる健康対策等検討会	9日	名古屋労職研事務局会議
20日	東海在日外国人支援ネットワーク総会	11日 ～ 12日	労働者住民医療連絡会議第33回総会
21日	FMC15周年記念会	16日	東海在日外国人支援ネットワーク運営委員会
21日	英国視察委員会との懇談会	18日	東海在日外国人支援ネットワーク勉強会「技能実習制度」
22日	朝鮮高校無償化裁判口頭弁論傍聴	21日	アスベストユニオン会議
25日	名古屋労職研事務局会議	23日	名古屋労職研事務局会議
27日 ～ 28日	アスベスト被害の救済と根絶をめざす尼崎集会	25日	古川和子さん若月賞受賞祝賀会
		26日	長野アスベスト被害相談会・ホットライン
		28日	メンタルヘルス・ハラスメント対策局例会
		29日	グループホームこころ比良運営推進会議

【労職研 会費・カンパ振込先】

郵便振替 □座番号 00860-5-96923
加入者 名古屋労災職業病研究会

発行 名古屋労災職業病研究会

発行者：森 亮太
名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4階
Tel./Fax.052-837-7420
e-mail: roushokuken@oregano.ocn.ne.jp
<http://nagoya-rosai.com/>